

食安輸発0319第3号  
平成24年3月19日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(中国産養殖鰻加工品の検査命令免除加工場リストの更新)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正：平成24年3月9日付け食安輸発0309第1号)にて通知したところです。

今般、中国政府から新たな輸出用鰻加工品登録加工場リストが提出されたことから、同通知の別表29について、別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。